

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画見直しの背景と目的

我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により急速に伸びてきました。厚生労働省が発表した平成21年の簡易生命表によりますと、平均寿命は男性が79.59歳、女性が86.44歳となり、いずれも過去最高を記録しました。しかし、急速な高齢化とともに、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病患者及び予備軍と呼ばれる人々が増加しています。

これに伴う認知症や寝たきりの介護状態に陥る人々の増加も深刻な社会問題になっています。

そこで国は、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、疾病の早期発見や治療にとどまることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する「一次予防」※1に重点を置いた対策を強力に推進し、壮年期死亡を減少させること、若しくは認知症及び寝たきりにならない状態で生活できる期間（以下「健康寿命」という。）の延伸等を図ることを目的とした「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」※2を平成12年3月に策定しました。

高浜市においても、「健康日本21」及び「健康日本21あいち計画」※3の策定を踏まえ、関連する諸計画との整合性を図りながら、「健康たかはま21」を平成15年3月に策定しました。

しかし、その後健康を取り巻く社会情勢は、制度の変革・新設とともに大きく変わってきています。増え続ける高齢者の医療費や介護保険料を抑制するため、医療制度改革が実施されるとともに、「介護保険法」※4や「老人保健法」※5の改正、「食育基本法」※6「がん対策基本法」※7「自殺対策基本法」※8などが制定されています。

一方、少子化や核家族化など、こどもをめぐる環境が大きく変わる中で、母親の育児不安や家族による虐待の問題などが社会問題化しています。また、同時に高齢化が進行する中、高齢者の介護予防、健康の維持も大きな課題となってきています。

そこで高浜市は、「健康たかはま21」の最終年において、これまでの取組みに対する評価を行うとともに、健康に対する課題を明確にし、「健康たかはま21」に食育計画を包含した2次計画を作成することにしました。

今後は、「自分の健康は自分で守る」「地域で応援みんなの健康」を基本に、新しい「健康たかはま21」を積極的に推進してまいります。

### ※1 「一次予防」

一次予防とは、病気の発生自体を未然に防ぐことです。病気に強い健康な体づくりの基本となり、悪い生活習慣の改善や、感染症対策としての予防接種がその内容となります。

### ※2 「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」

健康寿命の延伸を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ、効果的に推進し、健康づくりに関する意識の向上及び取組みを促す計画です。

### ※3 「健康日本21あいち計画」

生涯を通じた健康づくりの推進を目標にした愛知県の健康づくり計画です。「①生涯を通じた健康づくりの推進」、「②生活習慣の見直し」、「③みんなで支える健康づくりの推進」を通じて“すべての県民に健康を”を目指して健やかで活力のある長寿社会の実現を目指しています。

### ※4 「介護保険法」

要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする法律です。(平成12年4月施行)

### ※5 「老人保健法」

高齢者の健康の保持や医療の確保を図るために、疾病の予防、治療、機能訓練などの保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上、老人福祉の増進を図ることを目的として制定された法律です。また、平成20年4月から、全国的に後期高齢者医療制度へ変わるため、老人医療受給者の方は、平成20年4月以降、後期高齢者医療制度で医療を受けることになりました。(昭和58年4月施行 平成20年4月改正)

### ※6 「食育基本法」

食育を推進し、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした法律です。(平成17年7月施行)

### ※7 「がん対策基本法」

日本人の死因で最も多いがんの一層の充実を図るため、国、地方公共団体等の責務を明確にし、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。(平成18年6月施行)

### ※8 「自殺対策基本法」

年間の自殺者数が3万人を超える日本の状況に対処するため、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。(平成18年10月施行)

## 2 計画の位置づけ

この「健康たかはま21」は、国が策定した「健康日本21」、「第2次食育推進基本計画」及び愛知県が策定した「健康日本21あいち計画」、「第2次愛知県食育推進計画(あいち食育いきいきプラン2015)」を踏まえ策定しました。

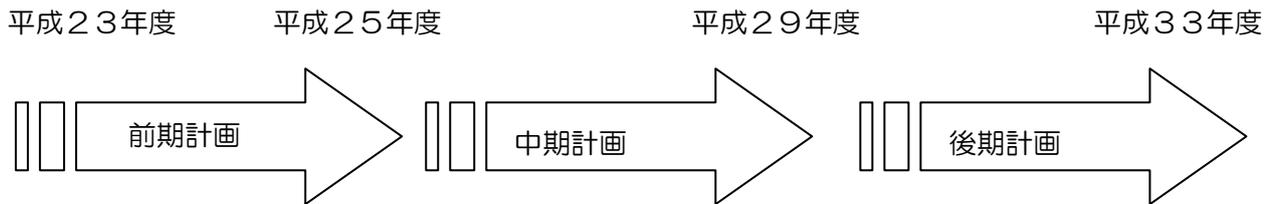
また、「第6次高浜市総合計画」を上位計画とし、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画」、「地域福祉計画」、「次世代育成支援対策地域行動計画」などの関係諸計画との整合性も図りました。

「第6次高浜市総合計画」には、4本の柱となる基本目標が掲げられ、そのひとつが「いつも笑顔で健やかに つながり 100倍ひろげよう」であり、「健康」及び「地域福祉」に関する計画が盛り込まれています。この基本目標の下に、目指すべき姿である個別目標が14本示され、そのひとつが「一人ひとりの元気と健康づくりを応援します」であり、ここに「健康たかはま21」が位置づけられています。

### 3 計画の期間

平成22年度は、上位計画である「第6次高浜市総合計画」の策定年度であったことから、上位計画との整合性を図り、計画期間を平成23年度にから平成33年度までとしました。

加えて、「第6次高浜市総合計画」と同様に、平成25年度に「前期評価」を、平成29年度に「中期評価」を、平成33年度に「後期評価」を実施し、計画の進捗状況を確認します。



### 4 基本方針

#### (1) 一次予防の重視、要介護対策

健康づくりは、従来の病気に対する早期発見・早期治療にとどまるのではなく、要介護状態の要因となる生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点をおき、健康寿命を伸ばすことが重視されるようになりました。

また、自立した日常生活を支援する介護予防プランなどを活用し、高齢者などが要介護状態にならない取組みを実践します。

#### (2) 生活の質の改善

今日における早世（早死）の率は、以前に比べ低くなってきましたが、依然として家庭・社会に大きな影響を及ぼす問題となっています。このため、青・壮年期における早世を減少させる必要があります。誰もが最終的に死を免れることはできませんが、人生の各段階で質の高い生活を楽しみ、いきいきと暮らし、満足した生涯を送ることが最も重要であるといえます。国の「健やか親子21」※9などに代表される母子保健分野の運動も、同様に生活の質の改善の重要性が示されています。

#### (3) 健康づくり支援のための環境整備体制

「健康たかはま21」の目的を達成するためには、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を、社会全体で支援することができる環境整備が必要です。このため、地域活動団体、企業、学校、保健医療機関などさまざまな機関がその特性を生かしつつ連携し、情報を共有して、個人の健康づくりを総合的に応援していく必要があります。市としても、市役所全体で健康づくり支援のための環境整備体制を構築しています。

#### (4) 目標の設定と評価

市民の健康づくりを効果的に進めるためには、健康づくりに関わる情報の共有や、現状及

び課題について共通の認識を持つ必要があります。その上で重要な課題は何かを選択し、科学的根拠に基づき取り組むべき具体的な目標を設定しました。

「実現したい目標」を定め、それに対して市民が取り組むこと（生活スタイルの提案）と、地域や行政の取り組むこと（健康づくり応援環境の提案）を設定しました。

#### （５）市民、行政、健康関連団体などの取組み

「健康たかはま21」は行政主導で構築したものではなく、「健康づくり推進委員」や「高浜市の未来を描く市民会議（健康部会）」の皆さんからの意見を反映し策定しました。今後はまちづくり協議会、NPOなどの意見も反映させながら「市民」「行政」「健康関連団体」などが協力し、目標の達成に向けた健康づくりを実践します。

※ 9「健やか親子21」 21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示し、みんなで推進する国民運動計画です。
---